

緊急事態宣言発令期間中の教育活動等について

政府は、兵庫県に対し、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大により、令和3年8月20日から9月12日を期間とする緊急事態宣言を発令した。

その措置に伴い、学校等における教育活動を下記のとおりとする。

記

1 教育活動

- ・ 県内の教育活動は十分な感染症対策を実施した上で行う。
- ・ 県外での活動は行わない。
- ・ 県内外での宿泊を伴う活動（修学旅行、自然学校等）は行わない。
- ・ 校外から多くの人々が来校する行事（授業参観等）は原則自粛する。

2 部活動

- ・ 十分な感染症対策を実施した上で行う。
 - ・ 活動場所は原則校内とし、県外での活動（練習試合を含む）、県内外での宿泊を伴う活動は行わない。（※を除く）
 - ・ 活動日及び活動時間は平日（4日）で2時間以内、土日のいずれか一日で3時間以内を厳守する。
- ※ 高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。
- 参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

3 体育大会

緊急事態宣言の発令期間は自粛する。

4 社会教育施設

感染症対策を実施した上で開館する。

5 学校施設開放

緊急事態宣言の発令期間は開放しない。

6 ワクチン接種の推進

12歳以上のワクチン接種を推進する。